

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係 | |
| 許 認 可 等 名 | 特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給 | |
| 根 拠 法 令 | 障害者自立支援法 | |
| 根 拠 条 項 | 第30条第1項 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5171) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給決定は、障害者自立支援法第30条の規定により、同条第1項各号に掲げる場合において、必要と認めるときに行うことができる。</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号） （特例介護給付費又は特例訓練等給付費） 第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。</p> <p>(1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。</p> <p>イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）</p> |
| | 参 考 事 項 | 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更） |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由） | 総日数 30日（休日を含む） |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更） |

| | | |
|------|----|---|
| 審査基準 | 基準 | <p> □ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設（以下「基準該当施設」という。） </p> <p> (3) その他政令で定めるとき。 </p> <p> 2 (略) </p> <p> 3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額を基準として、市町村が定める。 </p> <p> (1) 指定障害福祉サービス等 前条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額） </p> <p> (2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額） </p> <p> 4 前3項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 </p> <p> 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号） （法第30条第1項第3号の政令で定めるとき） 第18条 法第30条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービスを受けたときとする。 </p> |
|------|----|---|